平成29年度亀岡市まちづくり協働支援金

審査会

『審査会』は、申請いただいた団体と、「亀岡市まちづくり協働推進委員会」等で構成する審査員が同じテーブルについて、対等な立場で意見交換をする「場」のことです。

日時：平成２９年６月１７日(土)　10：10～17：15

場所：かめおか市民活動推進センター(ガレリアかめおか３階)

出席者

（１）申請していただいた団体　５名以内
（２）審査員（まちづくり協働推進委員会の代表者等）　６名
（３）市担当職員（事務局・市民力推進課）　若干名

進め方

(１)出席者の自己紹介
(２)申請者から事業内容の説明(５分)
　※市民連携事業については１０分
(３)意見交換(１５分)
　※市民連携事業については２０分
(４)終了

約２０分
※市民連携事業は３０分

↓
※各審査員が仮採点し、その後ミーティングを行い調整する。
↓
審査会で内定 ➡ 市長が決定 ➡ 申請者へ通知

《審査の基準(ポイント)は？》
①地域が抱える課題を的確に把握しているか。　②事業内容が課題解決につながるものか。
③支援終了後の自立性、継続的発展が考慮されているか。
④事業費の見積り･支援金額が適切か。　⑤実現可能な事業内容であるか。
⑥2つ以上の団体が、各々の特性を活かすことで、単体では実現できなかった効果が期待できる内容になっているか。※⑥は市民連携事業のみ対象